

**企業会計基準公開草案第 19 号（企業会計基準第 10 号の改正案）
「金融商品に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 23 号
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」に関するコメント**

平成 19 年 9 月 3 日
あずさ監査法人
金融商品の時価等の開示に関する検討会

平成 19 年 7 月 20 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 19 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 23 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。
公認会計士 波多野直子、轡田留美子、九鬼聡、藤本さおり、藤原正啓

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 品質管理部（Tel: 03-3266-7503）波多野直子又は、轡田留美子までお願いします。

1. 有価証券の貸借対照表価額等について（基準 19 項、81－2 項）

「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の考え方について、基準本文でも明示してもらいたい。

現行案では、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の考え方は、適用指針 34 項で触れているが、当該範囲の考え方は重要な論点であり、実務上の混乱を避けるためにも、「基準」本文にも記載してもらいたい。

【補足】

有価証券は、時価をもって貸借対照表価額となるため、時価の概念の変更影響は大きく、「市場価格のない」と「時価を把握することが極めて困難と認められる」とされる範囲は異なる概念であることの明示が必要と思われる（例えば、私募債の評価等において相違が生じると思われるので、その点加筆してはどうか。）。

なお、基準 21 項にも「市場価格のない」という表現が使用されているため、概念整理に併せて修正の要否を検討してはどうか。

2. 他の会計基準についての修正に関して（基準 121 項）

他の基準の修正についての適用時期は、改正基準の適用時期よりも先に、公表日以降適用（早期適用可）ということになるのか。

当該部分については、既に適用済みの金融商品に関する会計基準との整合性を考慮して整理されたものであり、この部分についても原則 21 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からの適用となると、実務上混乱が生じると思われる。

（特に、(10)実務対応報告第 8 号の取扱い。）

3. 「通常と大きく異なる条件」に関して（適用指針 3 項(1)②）

その他の複合金融商品であっても通常と大きく異なる条件を有しているものは、その概要を開示することとされている。しかし、ここで「通常と大きく異なる条件」は何をもって判断すればよいかが不明瞭なため、加筆説明して欲しい。

また、注記開示が求められるということは、そもそもこのような商品についても一体処理が認められているとも読めるがそれは良いのか。

4. 金融商品に係るリスクの記載に関して（適用指針 3 項(1)②）

金融商品に係るリスクについて、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要(貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額割合を含む。)を記載することとされている。

これらの開示範囲は、会社の判断にゆだねられることになるが、一定の比較可能性を担保するためにも、金融商品会計に関する実務指針 156 項におけるヘッジの有効性判断のレンジ幅の例示のように、一定目安となる数値基準を設けてはどうか。

(例えば、売上高の 20%以上を占める相手先について開示する等。)

5. 金融商品に係るリスク管理体制の注記に関して（適用指針 3 項(3)、15 項）

バリュー・アット・リスクやストレステストについては、銀行については財務諸表注記ではない部分において、制度上開示されていることとなっている点を考えれば、これをもって国際財務報告基準で求められている内容と同等の情報が開示されていると考えることも可能と思われる。

また、注記事項は通常会計監査の対象になるが、手法が単一ではなく判断基準がないものに関する開示は監査になじまない部分も有るため、注記として強制するのではなく、任意開示とする現行案の取扱いに賛成するが、任意開示とした場合にも、企業結合のプロフォーマ情報のように、監査対象外における会社責任での開示とすることが必要である。

6. 金銭債権の開示における貸倒引当金の取扱いについて（適用指針 4 項）

金銭債権に関する開示を行う場合において、既引当の貸倒引当金をどう取扱うかについても加筆してはどうか。

また、その際に一般引当の取扱い、直接償却済み債権の取扱いについても併せて検討してもらいたい。

7. 金融負債・債務保証契約の時価算定方法に関して（適用指針第 19 項）

金融負債（債務保証契約等の偶発債務を含む）の時価評価については、今回新たに導入された概念であり、時価の算定方法についても、金融商品に関する会計基準等

でも明確には定められていないと思われる。このため、基準等における追加手当てが必要と思われるがどうか。

また、債務保証契約は、オフバランスの偶発債務であり、将来キャッシュ・フローの測定方法等についても考え方が示されないと、実務上、混乱が生じられると思われるので、検討願いたい。

8. ゴルフ会員権・敷金の取扱いについて

従来から「時価」による評価替えについて議論のあるゴルフ会員権や、賃料及び修繕の担保的性格を有する無金利の敷金について、今回の時価開示対象の取扱い上どう扱うのかを追加論点として加えてはどうか。

9. 短期決済のため帳簿価額での開示を行う範囲

適用指針開示例の中で、「短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている」例が示されている。

この「短期間の決済」によるため時価と帳簿価額がほぼ等しいとできる範囲の明示が行われないと、実務上混乱が生じるように思われるため、適用指針本文で当該考え方を追加してはどうか。

【補足】

通常は、1年内の短期決済が想定されると思われるが、今回のP16における開示例では、「受取手形及び売掛金」が当該帳簿価額での開示とされているが、同じ開示例内のP17（注3）における償還予定額のなかでは、1年超5年以内の「受取手形及び売掛金」が存在している。

このため、5年内であるならば「短期決済」と考え、時価評価を行わない実務も生じる可能性が否定できないと思われる。

以上